平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	Ⅰ－7－⑴	評価年月	平成 18 年 4 月
施 策 名	生物多様性の確保に係る施策の総合的推進	担当部局	自然環境局
		評 価 者	自然環境計画課長　阿部 宗広

①施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ（第 3 部）			平成 17 年版環境白書における位置づけ（※201 ページ以降）		
政策（章）	2 章	環境保全施策の体系	政策（章）	6 章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策（節）	1 節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	施策（節）	1,2,10 節	生物多様性の保全のための国家戦略他
その他関連する個別計画	新・生物多様性国家戦略（平成 14 年 3 月）				

※環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

②施策について

施策の目標

＜施策の概要及び求める成果＞

新・生物多様性国家戦略に示された施策を総合的かつ計画的に実施し、「自然と共生する社会」の実現を図る。

予算動向

	H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	＜備考＞
金額（単位：千円）	1.145.311	1.000.812	834.382	
一般会計	1.145.311	1.000.812	834.382	
特別会計	0	0	0	

③施策の目標に対する総合的な評価

新・生物多様性国家戦略の基本的方向や施策の方針に沿って、自然再生に向けた取組、遺伝子組換生物の使用規制、棚田や里山等の適切な保存及び活用、外来生物の飼養規制、国立公園の特別保護地区等における動植物の放出規制を始めとした具体的な施策が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があったが、多くの動植物が依然として絶滅の危機に瀕していること、沿岸部の埋立てや林地・農地からの都市的土地利用への転換が依然進行していることなどから今後も一層の施策の推進が必要である。

④残された課題・新たな課題

新・生物多様性国家戦略を策定後、4 年経過したことから、自然環境の状況や社会経済の変化をかんがみながら見直しの検討を行う。

⑤今後の取組

新・生物多様性国家戦略に示された各種施策を引き続き展開するとともに、自然環境の状況や社会経済の変化をかんがみながら生物多様性国家戦略の見直しの検討を行う。

また、生物多様性保全に係る推進体制の充実・強化を図るための組織及び定員の要求を行う。

施策の方向性

①	施策の改善・見直し
①-a	施策の重点化等
①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
②	取組みを引き続き推進
③	施策の廃止・完了・休止・中止
④	機構要求を図る
⑤	定員要求を図る

今後の施策の方向性		
	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	④、⑤

⑥当該施策の中の下位の目標及び指標等

<table>
<tr><td>**下位目標 1**</td><td colspan="6">自然環境保全のための政策の策定に必要な情報を収集･整備する。</td></tr>
<tr><td>**指標の名称**</td><td colspan="6">①モニタリングサイト設置数</td></tr>
<tr><td>**指標年度･単位**</td><td>**単位**</td><td>**H15 年度**</td><td>**H16 年度**</td><td>**H17 年度**</td><td rowspan="2">**目標値**</td><td>**H19 年度**</td></tr>
<tr><td>**指標** ①</td><td>箇所</td><td>120</td><td>406</td><td>618</td><td>1000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">**目標を設定した根拠等**</td><td>**基準年**</td><td colspan="2">H14 年度</td><td>**基準年の値**</td><td colspan="2">0</td></tr>
<tr><td>**根拠等**</td><td colspan="5">新･生物多様性国家戦略</td></tr>
<tr><td>**達成状況**</td><td colspan="6">○第 6 回自然環境保全基礎調査として、植生図の更新、動植物分布調査及び浅海域生態系調査を実施するとともに、過去の自然環境保全基礎調査の成果を電子化し、インターネットにより公表した。
○国土の生態系の総合的管理を図るための基盤情報整備について、試行的に基盤情報図の作成を進めた。
○全国に 1,000 箇所程度の定点を設定し、生態系の長期的なモニタリングを行うモニタリングサイト 1000 (平成 15 年度から 5 年間でサイトを設定) について、平成 17 年度までに 618 箇所の調査サイトを設定し、調査手法の検討を実施した。</td></tr>
</table>

下位目標 2	開発途上国に対する支援等により国際的な生物多様性の保全を図る。
達成状況	○二国間渡り鳥等保護条約 (日米:昭和 49 年条約第 8 号、日豪:昭和 56 年条約第 3 号、日中:昭和 56 年条約第 6 号、日露:昭和 63 年条約第 7 号) 等に基づき、米国とはアホウドリ、中国とはズグロカモメに関する共同調査を実施したほか、アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の推進のための国際会議をタイにおいて開催した。 ○ワシントン条約 (昭和 55 年条約第 25 号) 附属書掲載種の保護を図っていくため、象牙国内管理体制評価と改善のための検討調査を実施した。 ○国際自然保護連合及び国際湿地保全連合の会員として必要な拠出金の拠出を行った。 ○平成 17 年 7 月より、国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI) 事務局をパラオ共和国と共同運営を実施している。

⑦評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】
○平成 14 年 3 月に策定した新･生物多様性国家戦略に基づき、生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存が確保された「自然と共生する社会」を構築するために、国は総合的な施策の実施を通じて、着実な成果をあげていくことが必要である。

【有効性】
○生物多様性施策の基礎となる自然環境の基盤情報として、植生、動植物分布、浅海域データ等が着実に蓄積され、生態系のきめ細かな管理を進める上で効果的に事業が実施された。
○サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO 等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。
○平成 17 年 7 月より、国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI) 事務局をパラオ共和国と共同運営することにより、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。

【効率性】
○新･生物多様性国家戦略では、様々な要素を勘案した上で目標達成のための道筋及び様々な主体の連携が整理されており、今後の施策を円滑かつ効率的に進めることが可能となっている。

⑧特記事項

＜昨年からの変更点＞
○目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1 を目標に統合･整理した。

＜内閣としての重要施策等＞
－

⑨予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）
○自然環境保全法（昭和47年法律第85号） ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号） ○二国間渡り鳥等保護条約（日米：昭和49年条約第8号、日豪：昭和56年条約第3号、日中：昭和56年条約第6号、日露：昭和63年条約第7号） ○ワシントン条約（昭和55年条約第25号）

下位目標番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	H17当初	H18当初	H19反映
1	①自然環境保全基礎調査費	286,571	308,105	→
	②重要生態系監視地域モニタリング推進事業費	285,675	288,000	→
	③生物多様性情報システム整備推進費	63,071	50,840	↑
	④生態系総合管理基盤情報整備費	68,872	80,020	→
	⑤生物多様性センター維持運営費	―	78,249	→
	⑥生物多様性国家戦略の見直し検討調査費	―	13,393	×
	⑦第三次生物多様性国家戦略実施等推進費	―	―	新
	⑧国土生態系ネットワーク形成推進費	―	35,031	→
2	①アジア地域における生物多様性保全推進費	55,649	54,642	→
	②アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費	19,798	21,174	→
	③ワシントン条約対策費	6,485	11,316	→
	④第10回生物多様性条約締約国会議招致準備経費	―	―	新
	⑤国際自然保護連合分担金	1,230	1,206	→
	⑥国際自然保護連合拠出金	6,394	6,323	→
	⑦国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）推進事業	40,526	55,118	→

⑩終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項番号	分析・検証	今後の対応策
1―⑥	当初より平成18年度限りの単年度事業であり、予定の終期通り。	代替事業等は行わず、当該事業で得られる結果を基に、今後の生物多様性の確保に係る総合的な施策を講じていく。

＜別紙＞政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号及び施策名	Ⅰ－7－⑴ 生物多様性の確保に係る施策の総合的推進	**下位目標 1**
指標名	①モニタリングサイト設置数	
指標の解説	①モニタリングサイトとは、全国の自然環境の劣化を早期に把握し、動植物や生息環境等の長期的モニタリングを行う定点をいい、全国満遍なく自然環境変化を測定するため、1,000 箇所程度設置するものである。	
評価に用いた資料等	○新･生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果	

指標に影響を及ぼす外部要因	－